

コンプライアンス教育の実施について

平成26年12月26日

最高管理責任者決定

最終改正 平成29年4月24日

1. 目的

研究費の不正使用防止の観点から、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、本学の不正対策に関する方針及びルール等に係るコンプライアンス教育を実施する。

2. 受講対象者

- ・公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員

3. 実施内容

不正防止対策の理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、機関への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、本学における不正対策等について説明する。

※文部科学省が公表しているコンプライアンス教育用デジタルコンテンツを活用

4. 実施方法

- ・コンプライアンス教育（研修会）を年に1回以上実施。
- ・公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に上記研修会の参加を義務づける。ただし、業務又は体調不良等により参加できない者及び上記研修会の実施後に新規に採用され、採用後3ヵ月以内に上記研修会に参加できない者については、コンプライアンス推進副責任者の受講管理・指導の下、文部科学省が作成したコンプライアンス教育用デジタルコンテンツ等を活用し、コンプライアンス教育を実施。
- ・受講者の理解度を把握するため、コンプライアンス教育受講後に理解度調査を実施。
- ・コンプライアンス推進副責任者は各学系・センター等の受講状況及び理解度の状況をコンプライアンス推進責任者に報告。
- ・コンプライアンス推進責任者は、理解度調査の結果、自己の管理監督又は指導する部局等の構成員に理解度の低い者がいるときは、コンプライアンス推進支援者とともに当該構成員に対する改善指導を実施。